

58期リレーエッセイ

面白い仕事も多い反面、報われない仕事も多い

会員

久保田 恭章



ある国選事件を受任して

今年の2月ころ、ある国選事件を受任した。

罪名は、毒物及び劇物取締法違反であり、吸引目的でのシンナーの所持2件。接見に行ってみると、指先は震え、話し方も呂律が回っていない。重度のシンナー中毒だと思われた。被告人は事実は間違いないという。常習的な使用も認めた。

とにかくシンナーを断ち切る環境を整備しなければと思った。

まず、同居の家族による監督を考えた。被告人は、母親と2人暮らしであった。家は被告人の所有だという。被告人は無職であり、収入は、すべて母親によるものであった。母親は以前からダルクに相談していたことがあり、被告人も接見の際、今後、ダルクに行くことを考えると話していたことから、ダルクの相談担当者に話を聞いた。

すると、被告人と母親が「共依存」という関係になっていることがわかった。共依存者である母親が、被告人の問題行動の後始末をすべて行ってしまい、かつ生活の面倒もみているため、被告人が自己の問題行動、現在の状況を認識できず、シンナー使用が助長されているというのである。2人の関係をいったん断ち切らない限り、このままではお互いが駄目になってしまうとのことであった。

そういうことであれば、母親とは別居し、かつ、被告人にはダルクの施設に入ってもらうのが最良の方法であると判断した。

そこで、母親には現在の家から出ることを求めた。母親は、別居しなければならないことを理解しつつも決心がつかない様子で、毎日のように電話をかけて説得したものの、最後まで別居はしなかった。

そして、被告人にはダルクの担当者に拘置所で面会をしてもらった。しかし、被告人はダルクへの入所を

断った。自分の家を自分の力で守りたい、というのがその理由であった。とても家を守れる状態ではないこと、今後は、母親の助けがなくなることなどを告げて説得したが、被告人自身は自分は大丈夫だという意識が強く、意思が固かったため、ダルクへの入所は断念せざるを得なかった。

その結果、執行猶予判決で社会復帰すれば、以前と変わらない環境が待っているという状況になった。公判では被告人に更生の意欲があることをアピールしてみたものの、被告人の状態を見れば、さほど意味があるとは思えない。監督者として母親を法廷に出すこともできない。実刑を求める弁論をすることを本気で考えた。

判決は、懲役1年6月執行猶予3年という量刑相場通りのもの。これで、被告人は母親の待つ家に帰ることとなった。今後、被告人がその状況の中で更生していくことは厳しいと思われる。自分は彼のために何もできなかったという思いだけが残った。

新鮮な気持ちを失うことなく

弁護士登録して早くも9か月が経過した。面白い仕事も多い反面、先ほどの被告人の事件のように報われない仕事も多い。日々の業務に忙殺される中で、報われない仕事に力を注げないことがだんだん増えてきたように思う。最近、後期修習のため、研修所に戻ってきた59期の人達と会ったが、彼らを見て、自分が9か月前に持っていたやる気や新鮮な感覚が少しずつ失われてきているのではないか、という危機感を覚えた。

私の勤務する事務所は、都市型公設事務所である北千住パブリック法律事務所であり、市民の駆け込み寺としての重要な役割を担っている。新鮮な気持ちを失うことなく、報われない仕事でも1件1件全力で取り組まなければならないと、あらためて思っている。